

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が自らの能力を大いに発揮し、働きやすい雇用環境の整備を行い、仕事と生活の調和を図るため、次の目標を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～平成37年3月31日までの 6年間

2. 内 容

目標1 平成34年3月末までに、職員全員の所定外労働時間を削減する。

<対策>

- 平成31年4月～ 所定外労働の内容の分析等を行う
- 平成32年3月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 平成32年4月～ 職員への周知、研修
- 平成33年3月～ 各部署における問題点の検討及び研修の再度実施

目標2 妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 平成34年4月～ 相談窓口の設置について検討
- 平成35年4月～ 相談員の研修
- 平成36年4月～ 職員への周知

この規程は、平成31年4月1日より施行する。